

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 少額の減価償却資産の判定

**Q** : 当社は、今期から消費税の課税事業者になります。先日、304,500円(本体価格29万円)のパソコンを購入しましたが、これは資産計上になるのですか、それとも損金算入することができますか？

**A** : 経理処理によって異なります。

### 【解説】

青色申告の中小企業者が、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得して、事業の用に供した場合、その事業の用に供した事業年度で損金経理をすれば、その取得価額の全額が損金算入できるとされています。

したがって、取得価額が30万円未満かどうかでその取扱いが変わってくるのですが、これについては会社が適用している消費税の経理処理方法によって決まるとされています。

つまり、会社が税抜経理処理方法を採用している場合は、消費税抜きの価額が取得価額となり、税込経理処理方法を適用している会社については税込価額が取得価額になるわけです。

したがって、ご質問の場合、御社が税抜経理処理方式を採用されているのであれば、パソコンの取得価額は29万円となりますので、事業供用年度で損金経理をすれば、その全額が損金に算入できますが、税込経理処理方式を採用しているということであれば、取得価額が304,500円となりますので、資産に計上することとなります。

